

淡路地域環境形成基本方針

～淡路地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針～

兵 庫 県
平成 17 年 4 月 1 日

目 次

序	はじめに	1
第1	地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	2
1	淡路地域の特性と環境形成上の課題	2
	(1) 淡路地域の特性	2
	(2) 淡路地域の環境形成上の課題	2
2	淡路地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	3
	(1) 淡路地域の将来像	3
	(2) 地域づくりの基本方向	3
	(3) 地域環境形成の基本方向	5
第2	適正な土地利用の推進を図るための地域区分に関する基本的事項	7
1	地域区分	7
	(1) 第1項第1号に掲げる区域	7
	(2) 第1項第2号に掲げる区域	7
	(3) 第1項第3号に掲げる区域	7
	(4) 第1項第4号に掲げる区域	7
	(5) 第2項に掲げる区域	7
2	各区域の設定の方針	7
	(1) 森を守る区域	7
	(1) 森を生かす区域	7
	(1) さとの区域	7
	(1) まちの区域	7
	(1) 花と緑の交流区域	7
第3	森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本的事項	8
1	淡路地域の土地利用及び環境形成の方向	8
	(1) 森を守る区域	8
	(2) 森を生かす区域	8
	(3) さとの区域	8
	(4) まちの区域	8
	(5) 花と緑の交流区域	8
2	都市的な開発及び施設整備の方向	8
	(1) 基本的考え方	8
	(2) 取組みの方向	9
	(3) 地域環境形成基準の設定	10

(4) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項	10
第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	11
1 計画整備地区の認定についての基本方針	11
(1) 認定すべき地区の考え方	11
(2) 認定すべき地区	11
(3) 地域環境形成の方向	12
(4) 整備計画に定めるべき項目	12
2 森林及び農地の保全の方向	12
(1) 基本的な考え方	12
(2) 取組みの方向	12
3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	13
(1) 多様な主体の参画と協働	13
(2) 関連施策との連携	13
(3) 支援方策	13
(4) 方針等の見直し	13

淡路地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針（序）

はじめに

淡路島は、東は大阪湾、西は播磨灘に面する瀬戸内海最大の島であり、雄大で緑豊かな山並みや長く変化に富んだ海岸線を有しており、京阪神大都市圏に近接した位置にありながら自然景観に恵まれた地域となっている。島内は、美しい山並みを形成する山地の他に起伏に富む棚田や小規模森林等によって構成された丘陵地、平坦に広がる農地、海岸沿いや幹線道路沿いに展開する市街地や農漁村集落等、多様な地域環境で構成されている。

また、淡路島は、国生み神話等歴史と伝説の島として有名で、古くより天皇に供御（くご）を貢進する「御食（みけ）つ国」として位置付けられ、古い歴史に根ざした伝統的な生活文化や地域産業を発展させ、個性豊かな地域社会を形成してきた。

昭和50年代後半以降、全国的な開発気運の高まりを受けて、無秩序な開発から良好な地域環境を守り、計画的な開発整備を誘導するため、昭和63年度に淡路島リゾート構想を策定するとともに、平成元年度に淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例（以下「淡路条例」という。）を制定してきた。

その後、地域の活性化と良好な地域環境の形成を先導するために、淡路地域の整備方向として「世界に開かれた公園島」の創造が提唱されるなど、淡路島リゾート構想は、淡路公園島構想へと発展していった。

このような淡路島をめぐる状況の変化に対応しながら、平成6年3月に全県条例として「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」が制定されたことに伴い、淡路条例は、この条例に移行することとなった。

淡路島は、明石海峡大橋や本四連絡道路の開通、阪神・淡路大震災からの創造的復興の取組みを経て、淡路花博「ジャパンフローラ2000」の開催を機に、美しい景観を生む新しい花の文化を興し、「震災の島」から「花の島」へと変わろうとしている。淡路公園島構想の理念は、新しい時代の多様な交流の地として、「人と自然の豊かな調和をめざす環境立島『公園島淡路』」を地域の将来像とする「淡路地域ビジョン」に継承され、公民協働のもとに地域の振興や活性化を図る地域づくりの新たな取組みが推進されている。

上記の基本認識のもとに、条例第8条第1項の規定による、淡路地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針を以下のとおり定めることとする。

第1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

1 淡路地域の特性と環境形成上の課題

(1) 淡路地域の特性

ア バリエティに富んだ地形と土地利用からなる瀬戸内海最大の島

淡路島は、大阪湾、播磨灘、紀伊水道に囲まれ、本州とは明石海峡及び紀淡海峡、四国とは鳴門海峡で接する瀬戸内海最大の島で、総面積 596 km²を有している。海岸線は、延長約 203 kmに渡っており、大阪湾岸では少なくなった自然海岸を多く残す等、長く美しい海岸風景を展開している。地域内は、論鶴羽山や常隆寺山等に代表される山地や丘陵地が連なり、大阪湾を取り巻く雄大な緑景観の骨格の一部を形成している。また、島の中北部には起伏に富む棚田や小規模森林等によって構成された丘陵地が広範囲に展開するとともに、南部の洲本市から旧三原町にかけては平坦に広がる田園地帯が展開し、海岸部や幹線道路沿いを中心に市街地や集落が形成されている。

イ 歴史的伝統文化の息づく農・漁業を中心とする生活文化の地

淡路島は、古い歴史を持ち、伝統的な生活文化に根ざした農業や漁業の盛んな地域として発展してきた。伝統的な生活文化に支えられてきたこれらの地域産業は、今日でも温暖な気候を利用して高度に展開され、豊かな緑からもたらされた漁場を背景とした魚業生産をはじめ、花き栽培、果樹、野菜づくりのほか、酪農、肉用牛の飼育など、兵庫県の中でも有数の農・漁業地域となっている。

また、粘土瓦産業や線香、手延べ素麺、真珠核など特色ある地場産業も形成しており、こうしたことから当地域は、これまで「歴史とロマンと渦潮の島」「花とミルクとオレンジの島」と称されてきた。

ウ 大都市近郊の観光・レクリエーション等多様な交流の地

淡路島は、神戸や大阪等の大都市地域に近接しており、豊かな緑と長く変化に富んだ海岸線等の自然環境に恵まれ、年間を通じて温暖で降水量も少なく、全国でも有数の日照時間を誇るなど、観光・レクリエーションの地として最適の条件を有していることから、早くより京阪神の海洋性レクリエーションの基地として発展してきた。近年では、明石海峡大橋の開通により、ますます観光・レクリエーション等の多様な交流の島としての役割が強まっている。

(2) 淡路地域の環境形成上の課題

ア 社会経済の変化に対応した地域環境の形成

淡路地域の人口は、昭和 40 年代のような大幅なものではないものの、依然として減少を続けており、若年層の流出傾向に歯止めがかかっておらず、高齢化が全国平均や県平均よりもかなり早いスピードで進展している。

今日では、都市的な生活スタイルの普及により人々の自然との関わりが少なくなってきており、また農業や漁業を取り巻く環境の変化や若年層の減少等に伴う担い手の不足等により、生産活動としての農漁業は多くの課題を抱えている。結果として里山的な植生の変化、未利用農地等の増加、土地利用の混在による水環境の悪化等の問題が生じており、公民の協働の

もとに優れた地域環境を保全、再生、創造していくことが重要な課題となっている。

イ 地域特性を活かした新たな地域環境づくり

近年では、生活水準の向上、自由時間の増加等に伴い、人々の価値観が多様化・高度化し、歴史文化や自然的環境への回帰、特に山林や田園環境、海洋環境等の持つ価値を再評価する気運が高まってきている。

今後、このような社会ニーズに対応できるよう、淡路島が持つ優れた地域特性を活かしながら、大阪湾バイエリアの中での個性豊かな特色ある地域づくりを推進することが課題となっている。

2 淡路地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

(1) 淡路地域の将来像

淡路島は、大阪湾に面する雄大で緑豊かな山並み景観を持つ瀬戸内海最大の島であり、長く変化に富んだ海岸線、南北に縦断する尾根線、中北部の起伏に富む棚田や小規模森林等によって構成された丘陵地、洲本市から旧三原町にかけての田園地帯、明石海峡や鳴門海峡の美しい眺望等、優れた風景を有しており、古くより“国生み神話”に彩られた長い歴史と香り高い文化に生まれ多くの先人の努力により発展してきた。

また、淡路島内陸部の豊かな緑は、肥沃な土壌を育て、森・川・海とつながる循環型生態系の中で、人々の営みの源泉となる豊かな漁場となる海を守ってきた。

このようにして淡路島は、伝統的な歴史・文化と地域産業を育み、個性的な淡路文化を生み出してきた。

こうした環境の中で、「淡路リゾート構想」が策定され、その後の社会情勢の変化に伴い「淡路公園島構想」に再編され、平成13年には淡路地域の将来像としての「淡路地域ビジョン」が示され、新たな淡路島づくりの理念が構築された。

淡路島は、関西国際空港の開港や、本四連絡道路の開通によって利便性が向上し、淡路島国際公園都市ともあいまって新しい時代の多様な交流の地となっている。淡路花博の開催を契機に美しい景観を生む新しい花の文化を興し、「震災の島」から「花の島」へと変わろうとしている中、花と緑と青い海を大切にふるさとの風土を学び、「開かれた公園島」としての環境形成を図る必要がある。

(2) 地域づくりの基本方向

ア 自然と共生した花いっぱい美しい島づくり

雄大で緑豊かな山並みの景観、長く変化に富んだ海岸部の景観、平坦地やなだらかな丘陵地に広がる農の景観を基調とした淡路らしい美しい景観の保全と創造、並びにまちなみ緑花、植栽の推進を図り、淡路らしい花いっぱいの美しい島づくりを推進する。

また、環境立島の名にふさわしい、人と自然の共生をめざした循環型社会の構築を進める。

イ 地域資産を活かした心あふれる交流の島づくり

美しい景観、歴史や伝統文化、伝統技術に培われた個性豊かな地域産業などの地域資産を

有効に活用するとともに、体験型・滞在型の余暇活動の推進と交流基盤の強化による島内施設のネットワーク化を図るなど、多彩で魅力的な交流の島づくりを推進する。

ウ 安全・安心な島づくり

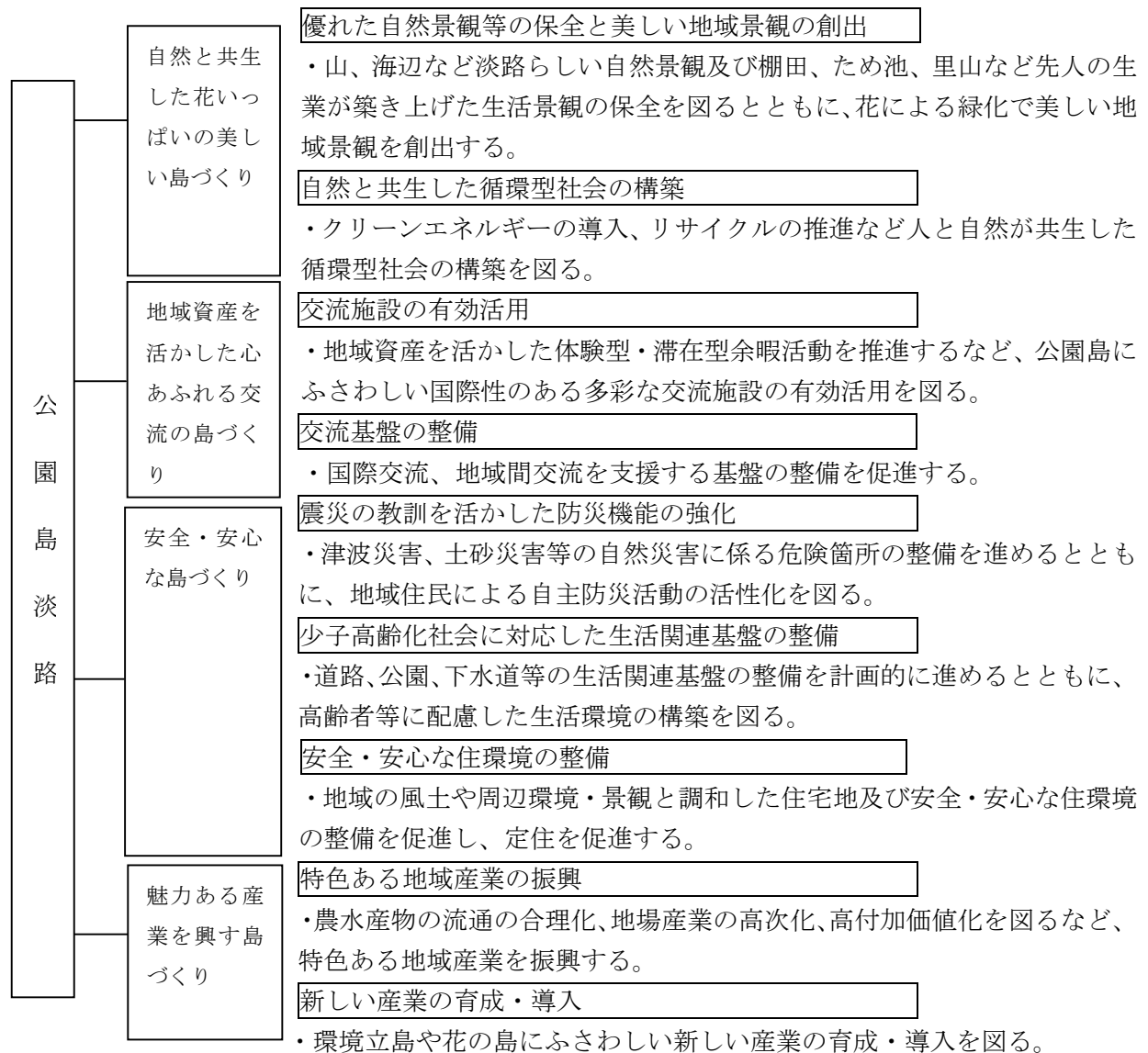
阪神・淡路大震災の教訓を活かし、津波災害、土砂災害等の自然災害に対する防災対策を進めるとともに、地域住民による自主防災活動の活発化など公民一体となった安全で安心な島づくりを推進する。

また、少子高齢化社会に対応した生活関連基盤の整備を計画的に進める。

エ 魅力ある産業を興す島づくり

恵まれた環境を生かした農業や漁業の振興、地場産業の高次化や高付加価値化を図るなど、歴史と伝統に培われた豊かな地域産業を振興するとともに、地域の素材を活かした、環境立島や花の島にふさわしい新しい産業を興して、活気みなぎる島づくりを推進する。

<地域づくりの基本方針>



(3) 地域環境形成の基本方向

<淡路地域の景観>

淡路地域は、地域全体が海に囲まれた島であり、大きくは大阪湾を囲む山地の一部ではあるが、独立性の高い地域である。そのため、地域の中から見える風景に加え、海や対岸といった地域の外から見られる風景を併せ持っている。

地域全体としては、北部の常隆寺山系、中部の先山、南部の諭鶴羽山系を中心とする山並み、そして連続する海岸線が風景の骨格をなしている。

内陸部の豊かな緑と織りなす棚田等により営まれる農業、森から川、川から海へと運ばれる自然の恵みによってもたらされる豊かな漁場により営まれる漁業、そして、海を介した他地域との交流の営みなどの自然と人の営みにより、長い年月を経て形成された景観要素に、近年の都市的な営みによる景観要素が重なる中で、山から海へと連続する緑を基本にした多様で特異な風景が形成されている。

○海岸部の景観

海岸沿いは、山と海に挟まれた限られた平地に市街地、集落が形成され、海に向かう傾斜地を利用した棚田など、島を強く意識させる風景が形成されている。また、特に西浦では、海に突き出した岬や鼻が演出する淡路島固有の風景を見ることができる。

○農の景観

南部の平野部には、農地が広がり開放感のある田園風景が形成され、また、中部・北部の平野部では、樹林地と農地が複雑に絡み合った起伏のあるやや彫りの深い田園風景が形成されており、この地域が島であることを感じさせない広がりや深みのある風景が形成されている。

○山並みの景観

北部の常隆寺山、中部の先山、南部の諭鶴羽山を代表とする雄大な山並みが、地域全体の風景形成の大きな比重を占めている。そして、この山並みが地域の中の微気象を左右することにより、そこで人の営みを定め、東浦、西浦、三原平野等の各地域固有の「らしさ」を形づくる大きな要素ともなっている。

また、山地や丘陵地からは、近景の山、平野部に加え、海や対岸を遠景とする開放感のある雄大な風景を望むことができる。

<目指すべき環境イメージ>

淡路地域の地域環境形成にあたっては、「地域整備の方向」及び「地域の景観の評価」を基に、目指すべき地域環境イメージは、次のように描かれる。

「人と自然の豊かな調和をめざす環境立島『公園島淡路』」の形成

常隆寺山、先山、諭鶴羽山など、地域の風景の骨格となる山並みが織りなす風景が展望でき、その麓に農地、集落、樹林地が調和した多様な田園景観が形成されている。

また、連続する海岸線に沿って山並みが迫る中、集落、市街地が点在し、美しい島景観が形成されている。

こうした豊かな環境、魅力的なふるさと景観、自然の恵みが、様々な人の共感を呼ぶとともに、地域への愛着を源とする多様な交流を育み、地域の活力を高めている。

上記の将来イメージを実現するため、以下の点に配慮して地域環境の形成を図るものとする。

ア 地域の基調をなす自然景観の保全

淡路地域は、雄大で緑豊かな山並みと長く変化に富んだ海岸線によって構成される自然景観が基調となっており、それが魅力的な島の風景を形づくっている。今後ともこの島の風景を大切にし、その保全を図るとともに、これを生かした地域環境の形成を図る。

イ 優れた地域環境の再生と生活景観の保全

なぎさ、河川等の水辺空間の再生や土取り跡地の郷土種による緑の再生など、本来地域がもっていた優れた地域環境の再生を図るとともに、棚田、ため池、里山など人と自然の関わりの中で維持されてきた貴重な生活景観を保全していく。

ウ 美しい地域環境の創造

新しい都市基盤整備や都市的開発にあたっては、地域環境形成の視点に留意し、自然環境との調和や美しい地域環境づくりに配慮するよう計画的な誘導を図る。また、地域住民と一体となった緑花運動の展開をはじめ、緑花による観光拠点施設等のネットワーク化を推進するなど、公園島淡路にふさわしい四季を通じて花があふれる地域づくりを推進する。

エ 参画と協働による地域環境づくり

花づくり団体による緑花活動や各地で芽生えつつある住民主体のまちづくり活動など、地域住民の参画と協働による地域環境づくりの一層の促進を図るとともに、淡路景観園芸学校等と連携して、花と緑のまちづくりを担う専門的な人材を養成するなど地域環境の創造を担う幅広い人材の育成を図る。

第2 適正な土地利用の推進を図るための地域区分に関する基本的事項

1 地域区分

主として地域環境形成の観点から開発を適正に誘導していくために、地域区分にあたっては、現況土地利用との関わりを踏まえながら、条例第9条に規定する環境形成区域の区分に対応して、以下のとおり区分していくこととする。

(1) 第1項第1号に掲げる区域

森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域
(以下「森を守る区域」という。)

(2) 第1項第2号に掲げる区域

森林と当該区域において整備される建築物、工作物及び公共施設が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域
(以下「森を生かす区域」という。)

(3) 第1項第3号に掲げる区域

農地と当該区域において整備される建築物、工作物及び公共施設が調和した緑豊かな地域環境の形成を図る区域
(以下「さとの区域」という。)

(4) 第1項第4号に掲げる区域

市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域
(以下「まちの区域」という。)

(5) 第2項に掲げる区域

スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動に資するための機能の整備を図るべき区域
(以下「花と緑の交流区域」という。)

2 各区域の設定の方針

(1) 森を守る区域

淡路地域の主尾根を含む緑地の骨格をなす区域や地域環境の重要な構成要素となっている区域など、自然を保全すべき区域について設定する。

(2) 森を生かす区域

まとまりのある森林の区域のうち、森林地域としての地域環境を形成すべき区域について設定する。

(3) さとの区域

農地を主体とし、農地に介在する小規模な森林や小集落を含む一体の区域のうち、農業地域としての地域環境の形成を図るべき区域について設定する。

(4) まちの区域

一体の区域として、既に建築物等が相当程度まとまって立地している市街地、大規模な集落地、幹線道路沿いの区域について設定する。

(5) 花と緑の交流区域

土地のもつ条件や地域整備の方針などからみて、交流施設の整備を計画的に誘導していくべき区域について、既存施設の区域を含めて設定する。

第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本的事項

1 淡路地域の土地利用及び環境形成の方向

各区域における望ましい土地利用及び環境形成の方向を次に示す。

(1) 森を守る区域

当該区域は、森林としての土地利用が継続して適切に保全されることが特に重要であり、自然公園法に基づく施設整備や自然利用のための小規模な施設整備以外の都市的な開発は一般的に抑制する。

(2) 森を生かす区域

当該区域は、地域環境の構成要素としての森林景観に配慮して、森林環境の適切な再生・整備を図ることとする。良好な森林環境を形成する上で、開発における地形の改変等はできる限り最小限に抑え、地域の主要なビューポイントや海辺や海上からの風景等に配慮しながら、開発による造成面や施設周辺等で積極的な植栽や緑化を行い、良好な森林環境の形成を図る。

(3) さとの区域

当該区域は、農地がもつ多面的な機能を発揮させるために、その保全・整備を図るとともに、農地の公益的機能に着目して適正な管理を行っていく。特に開発に当たっては農業集落における生活基盤施設等の整備を図るとともに、山から海につながる緑の連続性や周辺の田園景観との調和が保たれるよう配慮する。

(4) まちの区域

当該区域は、道路、公園、下水道等の公共施設の整備を進めるとともに、沿道緑化や建物修景等により良好な町並みを形成する。新たな施設整備にあたっては、緑地・オープンスペースを確保するとともに、施設の形態・意匠・色彩等にも配慮した整備を図っていく。

(5) 花と緑の交流区域

当該区域は、公園島づくりの拠点的な開発区域として位置づけられており、周辺土地利用との調和に配慮しながら、スポーツ施設、レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、宿泊施設等の適切な集積を図るとともに、彩り豊かな植栽や緑化の積極的な推進、有効な緑地、オープンスペースの確保、建築物等の形態・意匠・色彩の適切な誘導等により、魅力的な環境の形成を図る。

2 都市的な開発及び施設整備の方向

(1) 基本的考え方

山並み、田園、海岸線を基調とする地域環境の形成の観点から、都市的な開発及び施設整備の望ましいあり方は、「自然に配慮した開発」と「景観に配慮した開発」との2つを柱とする。両者は相互に関連しあって、次の5つの基本方針を示す。

① 自然地形を生かす

- ・自然になじんだ無理のない開発とする。

- ② 優れた景観構成要素を残し大切にする
 - ・地域の優れた景観構成要素である森林や田園、海岸線等を残し大切にする。
- ③ 緑を積極的に配置する
 - ・効果的な緑の配置により景観に彩りを与え、緑豊かな環境を創出する。
- ④ 建築物等と周辺の景観とを調和させる
 - ・建築物等と周辺の自然環境や集落景観とを調和させる。
- ⑤ 眺望を守る
 - ・市街地や海上等から周辺の山々の眺望を阻害しない。

(2) 取組みの方向

- ① 自然地形を生かす
 - ・自然地形を生かし、大規模な土地の形質の変更を避ける。(地形を考慮した開発地の選定、スカイライン及び、優れた景観を有する海岸線の保全、最小限の盛土・切土、地形を生かした道路や施設等の整備)
- ② 優れた景観構成要素を残し大切にする
 - ・相当量の現況森林を保全する。(一定割合以上の現況森林の保全、最小限の伐採)
 - ・自然環境や景観に配慮して植生や地形等を保全する。(山頂等の現況森林の保全、山系の連続した稜線の現況森林の保全、景観上重要な岬、鼻等の海面に突出した部分の現況森林の保全、樹容が優れた樹木や貴重な植生等の保全)
 - ・地域の自然条件に適応した植栽を行う。(計画的な植栽計画、表土の保全・利用)
 - ・高密度な都市的土地利用を抑制する。(一定以下の建ぺい率、容積率、一定規模以上の区画面積)
 - ・森林以外の区域においても既存緑地を守り育てる。(鎮守の森等既存の樹林地の保全・整備、農業的土地利用への配慮)
- ③ 緑を積極的に配置する
 - ・適切に植栽を行い緑地を設ける。(一定割合以上の緑地の確保、周辺緑地の配置、建築物等と調和した植栽、オープンスペースの緑化、主要道路沿いの緑地の確保)
 - ・景観づくりに効果的な彩り豊かな緑で緑化・修景する。(シンボリックで美しい樹容の樹木による植栽、彩り豊かな低花木や草花での緑化・修景)
 - ・擁壁等の構造物は緑化・修景に配慮する。(擁壁等の緑化・修景、造成法面の緑化修景)
 - ・広い平面には植栽を行う。(駐車場、グランド等の植栽)
- ④ 建築物等と周辺の景観とを調和させる
 - ・建築物等の高さは、丘陵部においては樹高等に配慮し、海岸部においては背後の山並みを含めたパノラマ景観を考慮した高さとする。但し、隣接地に集落等がある場合には、その調和に留意する。(周囲の森林・緑地から突出しない高さ、背後の山並みから突出しない高さ、既存集落の景観との調和)
 - ・建築物等の形態・色彩・材料等と周辺の景観とを調和させる。(周辺の自然景観、既存集落の景観、市街地の景観との調和、歴史的町並み等良好な町並みの保全・創出)
 - ・幹線道路沿いの良好な景観を形成する。
- ⑤ 眺望を守る
 - ・建築物の高さ、形態等は、主要な眺望点からの眺望に配慮する。(主要な眺望点からの山の眺望を妨げない建築物、道路沿いから背後への眺望の確保)

(3) 地域環境形成基準の設定

以上の取組みの方向を踏まえながら、具体的に条例第 15 条の規定による地域環境形成基準として環境形成区域別に設定する項目は以下のとおりとする。

地域環境形成基準の項目

項 目	内 容	森を生かす区域	さとの区域	まちの区域	花と緑の交流区域
森林の保全	一定以上の森林率	○	○		
緑地の確保	一定以上の緑地率		○		
景観構成要素の保全	山の稜線、貴重な植生等の保全	○	○		○
周辺緑地の確保	区域外周に一定幅の緑地を確保	○	○		○
建築物と緑地	建築物と調和した緑地の配置、植栽	○	○	○	○
主要道路の沿道緑化	区域内の主要道路沿いの緑地の配置	○	○		○
擁壁等の緑化修景	擁壁等の工作物の前面植栽等の修景	○	○	○	○
駐車場等の緑化修景	単調な平面への適切な緑化修景	○	○	○	○
造成法面の緑化修景	法面（造成斜面）への植栽	○	○	○	○

(4) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項

森林（緑地）率、区域外周に保全（確保）する森林（緑地）の幅の設定については、開発区域の規模によってその負担の大きさが異なることから、規模に応じて率や幅を変える等の配慮をしていく。また、保全あるいは創出された森林や緑地については、その量と配置のほか、緑の質が重要となる。このため、具体的な基準とすることは難しいが、指導にあたっては、個々の立場に応じた緑の質が確保されるよう配慮する必要がある。特に、花と緑の交流区域の森林（緑地）率については、一律に定めていない。

第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

1 計画整備地区の認定についての基本方針

条例第32条の規定による計画整備地区（整備計画）を認定する際の基本的事項を以下のとおり定める。

（1）認定すべき地区の考え方

地域整備の基本方向を踏まえ、以下のとおり、土地利用転換を図ることを基本とし、都市的な機能を新たに導入・整備するためのものと、各市町や住民が主体的に取り組む個性的なまちづくりのためのものについて、その整備計画を認定し、計画整備地区とするものとする。

- ① 土地利用転換を図ることを基本とし、都市的な機能を新たに導入・整備するためのもの。
これについては、現況が森林、農地等の自然的土地利用の区域のうち、地域の活性化を目的として産業基盤、生活基盤、交流基盤を強化するために、計画的な開発整備により都市的施設の集約立地を図るとともに、新しく良好な市街地環境の形成を図るためのものとする。（以下「新市街地地区」という。）
- ② 各市町や住民が主体的に取り組む個性的なまちづくりのためのもの（以下「まちづくり地区」という。）

（2）設定すべき地区

地区ごとに、以下のような状況の土地について設定することとする。

- ① 新市街地地区
当該土地の特性からみた土地利用の適合性、市町のまちづくりの方針との整合性、計画的開発整備の実現性を総合的に評価して、市街地等としての開発整備に適した区域に設定する。
なお、土地の特性からみた土地利用の適合性については、以下の点などに留意するものとする。
ア) 森林や農地としての土地利用との調整が可能であること。
イ) 地域イメージ形成の観点から自然的土地利用の必要度が特に高くないこと。
ウ) 周辺の土地利用及び環境形成に大きな支障を及ぼす立地でないこと。
エ) 周辺の公共公益施設等を有効に活用できる立地であること。
- ② まちづくり地区
当該地区の特性や住民等の取組みを勘案し、次のような状況のものなどについて設定する。
ア) 既成市街地や集落地において、公共施設の整備、小規模な樹林等の保全、良好な景観形成や緑化の推進などの課題に対応して、主として地域住民が主体的にまちづくりに取り組んでいる地区
イ) まとまった開発整備が行われるのではなく、主要幹線の沿道などの個別の施設整備が集積する可能性がある地区など、特定の区域について、より詳細な土地利用及び環境形成の誘導を行うことが必要な地区
ウ) 人々と土や水及び森林とのふれあいを通じた交流のための環境を整備する地区であり、森林における野外レクリエーションやふれあい農業のための環境整備をすすめるための地区

(3) 地域環境形成の方向

計画整備地区については、以下のような地域環境形成の方向を目指すものとする。

① 新市街地地区

定住条件等を整備し、地域の活性化を図るために、生活・産業基盤を強化する新たな都市的機能、都市型の交流機能を導入・整備するとともに、都市的な居住スタイルの住宅及び住宅地を整備する。道路、公園、下水道等の公共施設の整備を一体的に進め、都市的な雰囲気が緑豊かな環境の中で形成されるよう、建築景観の誘導、魅力ある空間づくりを行う。周辺の環境と調和が保たれ、かつ良好な市街地環境が形成されるよう配慮して開発整備を計画的に行う。

② まちづくり地区

地区の特性を勘案し、住民等の意向を十分に尊重した地域環境形成を図る。

(4) 整備計画に定めるべき項目

条例第32条の規定により整備計画（計画整備地区）を認定するにあたっては、先に述べた地域環境形成の方向を踏まえ、区域の地形などの状況や開発の目的等に即して、当該計画の実現により、総合的に緑豊かな地域環境の形成をもたらすよう、以下の事項について、その内容を検討し、確認するとともに、協議、指導を行うものとする。

- ・擁壁等構造物に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・道路、公園等公共施設に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・森林・緑地、緑化に関する事項（森林・緑地の規模、配置、形態、緑化の方針等）
- ・建築物等に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・環境形成上重要な事物の保全に関する事項
- ・森林・緑地の維持・管理に関する事項

2 森林及び農地の保全の方向

(1) 基本的な考え方

森林及び農地の保全のあり方として、次の3つの基本方針を示す。

ア 森林及び農地の保全

森林及び農地を適正に保全する。この際の保全とは、森林及び農地における開発を規制することだけでなく、継続的な森林の維持管理も含むことに特に留意する。

イ 多面的な機能の発揮

生産的な側面だけでなく、景観形成、水源涵養、災害防止、レクリエーションなど、森林及び農地がもつ多面的な機能が発揮できるよう、適正に維持管理を進める。

ウ 森林及び農地に配慮した都市的な開発及び施設整備

都市的な開発及び施設整備は森林及び農地環境に配慮し、それらと調和したものとする。

(2) 取組みの方向

ア 総合的、一体的、継続的な取組み

森林及び農地の維持管理を個別に進めるのではなく、周辺集落等との関係を踏まえながら総合的、一体的、継続的に進める。

イ 多様な主体の参画と協働

生業としての農林業だけでなく、都市との交流など多様な主体の参画と協働により森林及び農地の維持管理を進める。あわせて、農林業を支える人材の育成を進める。

ウ 持続可能な資源循環

農業、林業、水産業、食品生産業、交流産業等を含めた持続可能な資源循環を図り、資源の有効活用を図る。

3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

(1) 多様な主体の参画と協働

淡路地域における地域環境の形成にあたっては、地域住民、都市住民、NPO 法人、住民組織、ボランティア、企業など多様な主体の参画と協働を得ながら、地域資源の新たな価値の発見、森林、農地や河川の維持管理、建築物等の緑化修景など、緑豊かな地域環境の形成に関する活動を積極的に展開するものとする。

(2) 関連施策との連携

地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に向けた総合的な仕組みづくりを進め、市町との連携のもと、関連施策との連携をとりながら、総合的、横断的な施策の実施を図るものとする。

(3) 支援方策

緑豊かな地域環境の形成に関する活動に対する人的・技術的な支援、ガイドライン・マニュアルの作成、人材育成等を行うなど、各市町や住民の個性的なまちづくり、地域づくりを支援するものとする。

(4) 方針等の見直し

一定の期間ごとに条例の運用の効果の検証を実施し、また、社会・経済情勢の変化や価値観の転換等に対応して、環境形成区域、地域環境形成基準等を適宜、適切に見直すものとする。